



議案第二十一号

三朝町易上水道使用条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町易上水道使用条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求

める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町簡易上水道使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易上水道使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条並びに第二条中「三朝町簡易上水道」を「三朝町簡易水道等」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 三朝町簡易水道等の給水区域は、別表第一のとおりとする。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 使用料金は、別表第二に定めるところにより徴収する。

第二十九条第一項中「前条料金表」を「別表第二」に改める。

第三十条に次の項を加える。

2 浄水器を使用しない水道については、九月と三月の二回これを徴収する。

第三十三条中「別表」を「別表第三」に改める。

別表中「別表（条例第三十三条の別表）」を「別表第三」に改め、温水器の使用料欄を次のように改める。

別表第三

口径	金額
一三ミリ	三〇円
二〇	七〇
二五	八〇
三〇	一〇〇
三〇	一〇〇
四〇	一五〇
五〇	二〇〇
六五	二五〇
七五	三〇〇
一〇〇	三五〇

附則の次に次の別表第一及び別表第二を加える。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正前の三朝陸上水道使用条例の規定に基づく昭和四十三年三月三十一日以前の料金等については、なお従前の例による。

別表一

下谷	下西谷	木地山	加谷	穴鴨	曹源寺	牧	湯谷	本泉	吉田	東小庵	神倉簡易水道	施設名
下谷	下西谷	木地山	加谷	穴鴨	曹源寺	牧	湯谷	本泉	吉田	東小庵	神倉部落	給水区域
鋸山	井土	大谷	大柿	吉尾	福田	笏賀飲料水供給施設	助谷	田代	中津	下畑	施設名	
鋸山	井土	大谷	大柿	吉尾	福田	笏賀部落	助谷	田代	中津	下畑	給水区域	

若 唐 々	恩 地 々	小 河 内 々	今 泉 専 用 水 道	施 設 名	給 水 区 域
若 唐 々	恩 地 々	小 河 内 々	今 泉 部 落	給 水 区 域	給 水 区 域
	三 軒 屋 々	三 徳 山 々	鎌 田 々	施 設 名	給 水 区 域
	三 軒 屋 々	三 徳 山 々	鎌 田 々	給 水 区 域	給 水 区 域

別表第二料金表

水道の料金 （量水器を使用しない）	専用栓		種別 用途
	営業用	家庭用	
単位簡易水道使用者に付、年額 四〇〇〇円以内、前年度迄の未納金の 当年度の起債償還額（使用を断つて得た額）を加算した額	ノ	ノ	基本料金
	一	一	基本水量
	二	二	超過水量
	三	三	備 考
	四	四	
	五	五	
	六	六	
	七	七	
	八	八	
	九	九	
	十	十	
	十一	十一	
十二	十二		

二〇ミリメートル以上は
営業用とみなす。

口径一三センチメートル 一七〇円
八センチメートル 五〇円
五センチメートル 二〇円